

京都市告示第182号

道路法第10条第1項の規定に基づき、次の市道の路線を廃止します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成30年7月5日

京都市長 門川大作

整理番号	路線名	起終	点 点	重要な 経過地
1	翔鸞経5号線	上京区北町647番地の19地先 同町647番地の15地先		
2	山科上花山緯7の 1号線	山科区上花山坂尻75番地の3地先 同町75番地の2地先		
3	上鳥羽2号線	南区上鳥羽石橋町2番地の4地先 同区上鳥羽岩ノ本町63番地の5地先		
4	上鳥羽16号線	南区上鳥羽奈須野町7番地の4地先 同区上鳥羽麻ノ本21番地の3地先		
5	上鳥羽16の1号線	南区上鳥羽麻ノ本22番地の3地先 同町1番地地先		
6	上鳥羽29号線	南区上鳥羽奈須野町16番地の1地先 同町26番地地先		
7	上鳥羽30号線	南区上鳥羽大溝27番地の2地先 同区上鳥羽岩ノ本町72番地地先		

(建設局土木管理部道路明示課)